

平成30年 2月 5日
松江国道事務所
三次河川国道事務所

松江国道事務所・三次河川国道事務所 ツイッター運用ポリシー(改訂)

1. 目的

本ポリシーは、松江国道事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントの運用は、松江国道事務所が管理する国道9号・国道54号および三次河川国道事務所が管理する国道54号・尾道松江線における事故情報や防災情報を道路利用者・沿道住民等に広く提供することを基本ポリシーとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

(1) ツイッター：ユーザーが「ツイート」

(140文字以内の短文)を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス

(2) 公式ツイッター：松江国道事務所が設置・運営するツイッターユーザー名及びアカウント

(3) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと

(4) ツイート：ツイッターに投稿する文章のこと

(5) 公式ツイート：公式ツイッターから投稿するツイートのこと

(6) フォロー：他のユーザーのツイートを自動受信するように設定すること。

(7) リプライ：ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信すること。

(8) リツイート：ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信すること。

4. 運用方法

公式ツイッターの運営主体は松江国道事務所、アカウントの管理は松江国道事務所計画課および三次河川国道事務所調査設計課とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

事故時、災害時において発表する気象予報、通行止め情報等を補足する情報を必要に応じて発信することを基本とする。発信する情報の範囲については、以下のとおりとする。

松江国道事務所管内の国道9号、国道54号および三次河川国道事務所管内の尾道松江線、国道54号

イ) 両事務所の実施する道路事業に関する情報

ロ) 両事務所の実施する地域交通施策に関する情報

ハ) 交通事故・災害発生時・気象事象等による道路交通状況、ドライバーへの注意喚起等、円滑な道路利用に必要な情報

ニ) 両事務所管理区間外の道路(ネクスコ、他事務所等の管理する道路等)についての道路利用に必要な交通事故・災害発生時・気象事象等による道路規制情報

ホ) その他両事務所管内における地域住民のニーズの高い情報や周知する必要性が高い情報

(2) ツイートの作成担当

ツイートする文章は、松江国道事務所および三次河川国道事務所のホームページに掲載されている情報を補完するためのものであり、松江国道事務所の計画課・管理第一課および三次河川国道事務所の調査設計課・道路管理課が作成する。

(3) 発信にあたっての留意点

誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努め、信頼性が確保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

松江国道事務所より投稿する情報は、松江国道事務所計画課長の確認を得た上、適時公式アカウントでツイートする。三次河川国道事務所より投稿する情報は三次河川国道事務所調査設計課長の確認を得た上、適時公式アカウントでツイートする。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式ツイッターアカウントは、原則として情報発信のみを行うものとし、個人アカウントへのフォローやリプライ、リツイートは行わないものとする。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式ツイッターのプロフィールに松江国道事務所のホームページのリンクを掲載する。また、松江国道事務所、三次河川国道事務所の各ホームページにて運用ポリシーおよびツイッターのユーザー名を明示する。

なりすましを発見した場合は、各事務所のホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則、事務所ホームページとする。

(8) 状況の監視

運用するツイッター画面の状況について、異常がないか適時確認を行う。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は事務所ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターにより周知する。

6. その他

情報発信については、

「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」(平成23年4月5日内閣官房、総務省、経済産業省)に基づき、運営する。

公式ツイッターについて、何らかの理由で不都合等が生じた場合は、運営を中止し、アカウントを削除することがある。

平成28年 9月20日 施行

平成30年 2月 5日 改訂